

5 不登校の子ども一人ひとりに合わせた支援をするために

全国だけでなく県内においても、不登校の子どもの数は年々増加傾向にあり、不登校の子どもへの支援は大きな教育課題の一つとなっています。不登校の要因や子どもの思い等は様々であり、それに合わせた支援の手立ても多岐にわたります。そのため、各校においては、どのような支援が本人にとってよりよいのかを考え、子ども一人ひとりに合わせた支援をしていくことが重要です。

ここでは、まず不登校の子どもへの支援のあり方を確認し、それをふまえて具体的な方策について考えていきます。

1 不登校の子どもへの支援のあり方



校長先生、私のクラスの子どもが、学校に登校することを渋っています。登校できるようにするには、どうすればよいでしょうか。

学校に登校することを前提とするのではなく、まずは、子どもの思いや状況等をつかむことが大切だと思いますよ。そこから、どのような支援がその子どもに合っているのかを考えていきましょう。



長い間、不登校は問題行動として見られてきました。そういった不登校に対する意識から、「学校に絶対に行かなきゃいけない」とプレッシャーを感じたり、「学校に行かないことは普通じゃない」と学校に行けない自分を責めたりする子どもも見られました。このことを受け、不登校の子どもの支援者や支援団体等が「学校に登校すること一辺倒の意識等を変えてほしい」といった訴えを起し、それに賛同する声が広がっていきました。

2016（平成28）年には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律^(*)」ができました。この法律は、「児童の権利に関する条約」（以下、「子どもの権利条約」）に則ったものであり、すべての子どもが安心して教育を受けられるように、学校における環境の確保・整備を図ることや、子どもの意思を尊重しながら教育の機会を確保すること等が示されています。また、学校以外の場における多様な学びの重要性や、休養の必要性についても明記されています。

^(*) この法律の基本理念には、子どもだけでなく、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない人にも教育を受ける機会を確保すること等が示されている。具体的なものとして、夜間中学等における就学の機会の提供が挙げられる。

この法律を受け、2019（令和元）年には、文部科学省がこれまでの通知を廃止し、以下の不登校支援のあり方を示しました。

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（文部科学省、2019年）より抜粋

具体的には、ICTを活用した学習支援を行ったり、教育支援センターやフリースクール等の様々な関係機関等と連携したりし、社会的に自立するための支援を行う必要があるとしています。

登校という結果のみを目標にしない支援の重要性を訴える声は現在も広がり続けています。各校においては、これらのことをふまえ、一人ひとりの子どもの意思を尊重し、柔軟な支援をすることが求められています。

※ 登校のみを目標としないということは、不登校の子どもに学校以外の場所を安易に勧めるということではない。「学校に行きたい」と思っている子どもには、登校を可能にするために支援が必要。

不登校の子どもの思いは「学校に行きたいけれど、行けない」「学校以外の場所で学びたい」等、様々です。ここからは、「学校に行きたいけれど、行けない」という子どもに絞り、「チームでの支援」と「不登校の子どもと関わりを続けていくためのポイント」について考えていきます。



学校の環境や教職員の関わり方を見直す

不登校の子どもに「登校しにくい、登校したくない要因」を聞いていくと、学校の環境や教職員の関わり方が要因となっていることが少なくありません。

例えば、「黒板の脇にいろいろな色の掲示物があつて落ち着かない」「話し合い等のとき、まわりの子どもの声がうるさくて集中できない」「クラスの決まり事に合わせることができない」「どうして勉強するかがわからない」「先生が大きな声で話すのがこわい」といった声が聞かれます。

これらのことがまったく気にならない子どももいますが、様々な影響により、本人の努力ではどうしようもなく、「登校しにくい、登校したくない要因」になる子どもがいます。こうした要因の中には、教職員が当然のように有効だととらえている環境づくりや指導等も含まれることがあります。

こうしたことから、不登校の子どもへの支援にあたっては、「学校の環境や教職員の関わり方に課題がないか」という視点で学校を見直すことも大切です。その際には、学校の環境や教職員の関わり方について、「変えられないものだ」「これまでのやり方でうまくいっていた」「必要な指導だ」といった固定的な考え方をしない柔軟さが求められます。学校の環境や教職員の関わり方について、一人ひとりが振り返ったり教職員間で話し合ったりして見直すことが、様々な子どもが安心して学べる学校づくりにつながっていきます。

(参照) 『人権教育サポートガイドブック』¹² 子どもの人権を尊重した関わり方 P. 82、¹³ 学習意欲や仲間との関係性を高める授業 P. 90

2 チームでの支援

子どもに合わせたよりよい支援をするためには、子どもの思いや不登校の要因、それに対する具体的な支援等たくさんのことを考え、判断する必要があります。担任一人ではなく、複数の教職員や関係機関等と連携しながらチームで支援していくことで、様々な視点から子どもの理解を深めたり、支援の幅を広げたりすることができます。

ここでは、チームで支援する際のポイントについて整理していきます。

(1) 子どもの状況等に応じて、チームのメンバーを考える

どのような教職員でチームをつくるかは、その子どもにどのような支援が必要かによって変わります。また、子どもの思いや状況は、支援していく中で変化していくことが考えられるため、途中でメンバーの変更が必要になることもあります。

◎ チームでの支援のメンバー例



※ あくまで一例であり、過去の担任や放課後児童クラブ（学童クラブ）の指導員等、必要に応じてメンバーが加わることもある。

ある中学校の例

学年主任が、担任や部活動顧問、養護教諭を集め、子どもの思いや状況を把握し、支援の方針や手立てを検討した。そこでの話し合いで、心理的な視点で見ることや教育支援センター(*2)との連携の必要性が明らかになってきた。そこで、校長がスクールカウンセラーと教育支援センターに依頼し、チームのメンバーに加わってもらい、支援を進めていくことにした。

(*2) 「適応指導教室」や「登校サポートセンター」等、各市町によって名称が異なる場合がある。

(2) 子どもに関する情報を共有し、子どもの思いや状況等の把握に努める

上記の例のように、子どもと関わりのある教職員が集まり、次のような情報を共有し、子どもの思いや状況等の把握に努めることが大切です。

- ・ 子どもの思い
- ・ 遅刻や早退等の状況
- ・ 健康や発達の状況
- ・ 前年度までの子どもの様子(*3)
- ・ 不登校の要因
- ・ 学習の状況
- ・ 家庭の環境や経済状況、成育歴
- ・ まわりの子どもの受けとめ状況 等
- ・ 交友関係
- ・ 家庭での様子
- ・ 保護者の思い

(*3) 過去の担任等に情報を求めることも有効な手段の一つ。その子どもが以前通っていた教育機関（中学校、小学校、保育・幼稚園、認定こども園、教育支援センター等）との情報共有や連携が重要になることもある。

(3) 支援の方針や手立てを考え、実施する

子どもの思いや状況から、支援の方針や手立てを検討していきます。次に、チームで支援した例を挙げます。

中学1年のAの両親は、Aが小学6年のときに離婚をした。その後は、母親とAの二人で生活し、母親が生計を立ててきた。離婚した直後は学校を休みがちになり不登校になったようだが、中学校へ入学してからは休むことなく登校していた。ところが、5月の連休明けから学校を休むようになった。連休前日に、担任の私がAを厳しく注意したことがあったので少し気になってはいたが、注意が原因で休むとは思えなかった。

私はAに会おうと家庭訪問したが、会うことができなかった。母親は「先生が来たら、部屋に閉じこもってしまって。呼んでも『会いたくない』と言って出てこようとしません」と話した。その後、チームで話し合いをし、訪問者を学年主任や教頭に代えて訪問を続けてみた。しかし、保護者と少し話ができるだけで、Aには会えない日々が続いた。

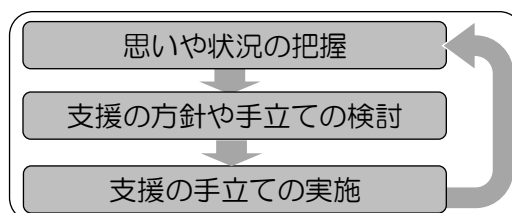
そこで私は、母親からAの様子を詳しく聞こうと思い、母親に学校へ来てもらった。母親は、「家庭訪問のときにはAが聞いていると思って言えなかったのですが、離婚の原因は夫の暴力でして、それを見ていたAには男性に対する恐怖心があるのかもしれませんが。先生は男性ですし、もしかしたらそれが原因で、Aは先生と会おうとしないのではないのでしょうか」と話した。

母親の話を受けた次の日に、学年主任と担任の私、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターが集まり、支援の方針と手立てを検討した。まずは、過去にAが体調を崩したときに会話したことのある女性の養護教諭が関わりを持つことになった。

養護教諭が電話すると、Aは抵抗なく話すことができた。その後も、Aは養護教諭となら電話でやりとりをすることができた。私たちは、養護教諭や保護者から得られるAの情報をチームで共有しては、次の支援について検討した。

Aは養護教諭から誘いを受け、7月から保健室登校を始めた。スクールカウンセラーの面談も受けるようになり、養護教諭が近くにいれば、私とも会話できるようになった。教務担当がつくったA独自の時間割に従って、教科担当の教職員の指導に応じて学習することもできるようになってきた。

支援にあたっては、チームの誰が何をすることを明確にし、右の図のようなサイクルを繰り返していく必要があります。



また、支援にあたっては、次のことも重要です。

関係機関との連携

子どもに合わせて、関係機関と連携すると、より効果的な支援につながります。例えば、気持ちの整理が必要な場合は、教育支援センターと連携することで、安心して気持ちの整理ができる居場所づくりにつながることがあります。発達に特性がある子どもの場合は、各市町の福祉部局や障害者総合支援センター等と連携することで、子どもの特性に応じた支援がしやすくなります。また、著しい緊張・不安や身体症状等が生じる場合は、医療機関と連携することで、医療的な面からも子どもを支援できることがあります。

保護者の心のケア・保護者と情報共有

保護者も気持ちが不安定になりやすいことから、子どもを責めたり、自分の意思を子どもに押し付けたりしてしまふことがあります。また、「育て方が間違っていたのでは」と自分自身を責めてしまうこともあります。そうならないようにするためには、保護者の思いを聞いたり、子どものことについて一緒に考えたりすること等が必要です。

また、不登校が要因で、子どもと保護者の関係が悪くなることがあります。ずっと関わり続けていくのは保護者であるため、教職員は子どもと保護者の関係を把握し、良好な関係になるよう支援していくという視点で関わっていくことが大切です。

さらには、支援に対する考えや、支援を始めてからの家庭での子どもの様子等を、保護者と共有していくことで、支援の効果を確認したり、支援の方針や手立てを見直したりすることができます。





まわりの子どもたちへの伝え方を検討する

不登校の子どもをまわりの子どもたちに黙っていると、まわりの子どもたちが心配になったり、どうしているのかと気になったりすることがあります。

そういったまわりの子どもたちに伝える内容や伝え方は、不登校になった経緯や本人の状況、クラスの状態等によって変わります。不登校の子どもが安心して戻れるように、本人や保護者の思いを聞きながら、そのときの状況に応じて、何をどのように伝えるかを教職員間で検討することが大切です。

3 不登校の子どもと関わり続けていくためのポイント

不登校が長期化した場合、その子どもと関わり続けることが重要になります。そのため
の手段は、家庭訪問や電話、手紙等、様々なものがあります。ここでは、それらの手段を
通じて関わる際のポイントについて考えていきます。



ここで挙げるポイントは、すべての不登校の子どもに適しているとは限り
ません。子どもと関わっていく際は、子どもの意思を尊重し、一人ひとりの
子どもに合わせた支援を検討することが大切です。

(1) 家庭訪問

家庭訪問は、子どもの表情や言動、家庭環境等を直接見たり聞いたりすることができる
ため、子どもの思いや状況等を把握しやすい手段といえます。また、訪問者の思いや考え
を直接伝えることができる手段ともいえます。

子どもの関心に応じた会話等で交流する

子どもの表情や言動を見ながら、子どもの関心に応じた会話や遊び、創作活動等を共に
することで、子どもの心を落ち着かせたり、子どもとの距離を縮めたりできる場合があり
ます。

休み始めたBの家を訪れた際に、学校で困っていることはないか聞いてみましたが、Bは黙ったままだ
った。保護者は、「Bは、家庭では覇気がなく、何をすることも気がないんです」と話した。

私は、次に家を訪れた際も休む理由を探してみたが、何も話そうとしないBを見て、家庭訪問で不
登校の理由を探ることは控え、学校であった話等をするようにした。しかし「ふ～ん」と言うだけで
反応が薄かった。休んだ理由がわからず支援に悩みながらも家庭訪問を続けた。今後の支援をチーム
で話し合った際、保護者や同級生、過去の担任等からBの好きなことや趣味、特技等の情報を集め、
それを話題にして関係を深めていってはどうかという意見をもらった。その後、保護者からBの好き
な漫画の情報が得られたので、私もその漫画を読んでみることにした。

次に家を訪れた際には、Bの部屋で、Bの好きな漫画の話をしてみたところ、Bの表情が明るくな
った。学校の話をするより、漫画の話をしている方が楽しいようだった。休み始めてから1ヶ月が経
ち、少しずつBの方からも話をするが増えてきた。また、漫画以外の話をするようにもなった。

Bと関わりを続けていくうちに、Bは「学校は行きたいけど、勉強が全然
わかんなくて、授業中に頭が痛くなって毎日つらかった」「先生や親に言う
と嫌な気持ちにさせたり、怒られたりするかなと思って言えなかった」とい
う思いを私に話すようになった。



否定的な反応の背景にある思いを探る

子どもによっては、部屋から出てこなかったり、話しかけても拒絶的な反応であったりすることがあります。そのような否定的な言動により、すぐに距離を置いてしまうのではなく、子どもの言動の背景にある思いを探り、関わり方を工夫することが大切です。

学校を突然休み始めたCの家を訪れた際に、Cに欠席の理由を聞いたが、目を合わせずに「わからない」と言うだけだった。帰り際に、Cは私に「もう来なくてもいいよ」と言い、自分の部屋に入っていた。

次の家庭訪問では、Cは部屋にこもっていて会えなかった。私は「私のことが嫌いなのか」「家に行かない方がいいのか」等、支援について悩んだ。今後の支援をチームで検討した際には、「本心かどうかはまだわからない」「気持ちが変わることもある」「理由はわからなくても担任としてのCへの思いを伝えてみてはどうか」といった意見が出た。

次に家を訪れた際にはCと会えたため、私は「来なくてもいいって言われたけど、Cが心配。どんな気持ちでいるのか知りたいし、何か困っていることがあれば、Cの力になりたい」と自分の思いを伝えた。Cは静かに聞いていたが、どう思ったのかが気になったため、学校に戻ってから保護者に連絡をとると、「いつもより機嫌がいいみたいです」と言っていた。

次の家庭訪問からは、Cと会えることも増え、Cとの会話も増えていった。会話の中で、Cは「前日の夜には学校へ行きたいと思うけど、朝になるとなぜか行きたくなくなる」という気持ちを話した。

定期的子どもと直接会うことは、子どもの健康状態や虐待の有無等を確認するためにも重要です。しかし、「本当に、今は関わらないでほしい」という子どももいます。その場合は、「あなたのことを大切に思っている。月に一回、ちょっとだけでもいいから顔を見せてほしいけど、どうだろう」「嫌なら、そのときに断っていいよ」といったように、子どもの意思を尊重しながら、関わりを続ける方策を探ることが大切です。(参照 ☞ 『人権教育サポートガイドブック』「9 子どもを虐待から守るために」P. 64)



(2) 家庭訪問以外の手段

子どもたちの中には、本人の特性や教職員との関係が浅いこと等から、直接会うよりも別の手段の方が関わりやすいと感じる子どもがいます。また、学校への不信感から家庭訪問に抵抗がある保護者もいます。こういった事情から、家庭訪問以外の手段の方が、関わりを続けやすい場合があります。

※ SNS等で一对一のやりとりをすることは、基本的に避ける。SNS等で関係を保つ必要がある場合は、やりとりの内容を管理職に報告するなど、関わりが一对一にならないよう留意する。

◎ 電話でのやりとり

不登校のDは、「家庭訪問があると、『わざわざ来てもらっている、迷惑をかけている』と感じてしまい、学校に行けない自分が嫌になる」と私に話した。そこで私はDと相談し、家庭訪問の代わりに電話で話をすることにした。その後、オンラインで顔を見ながら話ができるようになった。

Dは、「電話の方が、『先生が来る』と構えなくていいし、気軽に話ができている」と言った。子どもによっては、家庭訪問自体を大きなプレッシャーに感じることもあると気づかされた。

※ 急にかかってくる電話や長電話を負担に感じる子どももいる。子どもと相談しながら電話する時刻や通話時間を決めるのもよい。

◎ 手紙でのやりとり

学校を休みがちになったEの保護者は、学校への強い不信感があった。そのため、保護者が家庭訪問や電話の対応に難色を示していて、Eと関わりを持つことが難しい状況にあった。そこで、私は、保護者の了承を得たうえで、Eに手紙を出すことにした。私は手紙で、Eを大切に思っている気持ちを伝えた。

Eから手紙で返事がきた。Eは学校を休むことになった経緯と今の思いを伝えてくれた。手紙でのやりとりが続き、何気ない世間話や趣味の話ができるようになった。「手紙を書くことは負担ではないか」と聞いてみると、Eから「そんなことはないよ。自分の気持ちをゆっくり考えることができるから」という返事が来た。

※ こちらの真意が正しく伝わるように言葉に気をつける。

※ 必ずしも返信を求めていること、急いで返信しなくてもよいことを伝え、やりとりが負担にならないように配慮する必要がある。

◎ まわりの子どもの働きかけ

学校を休み始めたFの保護者は共働きで、夜遅くまで帰ってこない。保護者は、「Fは休み始めた理由を話さない」と言う。保護者に連絡し家庭訪問に行ったが、インターホンのボタンを押してもFは出てこない。その場でFへの短い手紙を書き、ポストに入れて学校へ戻った。別の日に、他の教職員が訪ねても同じであったため、新たな支援の方針と手立てをチームで検討した。Fには、仲のよい友だちのGとHがいて、2人はたまにFの家でゲームをして遊ぶらしく、休み始めてからも一度遊んだと言う。GとHからFの話を知っていると、「先生、俺たちも心配だし様子を見に行ってくださいか？」と言うので、お願いをすることにした。

その後GとHは、Fの様子と、Fが「運動会に行ってみようかな」と言っていたことを私に伝えてくれた。私はFの過去の運動会での様子から、ダンスは嫌いではないと考え、GとHに「できたら、3人と先生でダンスの練習をしたいんだけど、どうだろう？」と相談した。

次の日の放課後、Fは2人と一緒に学校へ来た。そして、その次の日の放課後も、3人で学校へ来た。3人は笑顔でダンスの練習をしていた。

※ 学校側が本来すべきことをまわりの子どもにさせるのではなく、不登校の子どもに関わろうとする子どもの自発的な気持ちを受けとめて支援につなげる。

※ 不登校の子どもが、友だちと約束を守ることができなかつたり、友だちの期待に応えられなかつたりした際に、自分自身を責める可能性がある。「急に行けなくなったらそれでもいいよ」とできるだけ負担に感じさせない誘い方を促したり、保護者に様子を聞いたりするなどの配慮が必要である。



「登校を促すこと」の影響を知ったうえで子どもと関わる

子どもの気持ちは揺れやすく、学校の話をするこすらす嫌がっていたのに急に「学校に行ってみようかな」と言うようになることもあります。「登校してみようかな」という子どもの意思が見られた際に、その気持ちの背中を押すような「後押し」として登校を促すことは、子どもが行動に移すための支援になることがあります。

しかし一方で、子どもの心の準備ができていないうちに登校を促すと、大きなプレッシャーを与えてしまうことがあります。「学校において」という直接的なものだけでなく、学校の話をするこすらす、担任が家庭訪問をすることでも「登校するように言われている」と子どもに感じさせ、意図せずプレッシャーを与えてしまう場合もあります。

大切なのは、登校を促すことにはそういった影響があることを知ったうえで関わっていくことです。そういった場合があると知っていることで、「子どもがプレッシャーと感じているかどうか」の見きわめがしやすくなります。

研修しましょう

◆ 不登校の子どもの支援に関する経験等を振り返って、感じたことや考えたことを出し合ひましょう。

- ※ 不登校の子どもだけでなく、登校を渋りがちな子どもや休みがち子ども、よく遅刻をして登校する子どもについてでもよい。
- ※ 自分以外の教職員が不登校の子どもに関わる様子を見て学んだこと等を挙げてよい。
- ※ 不登校の子どもの支援に関する悩みや不安、疑問等を出し合ってもよい。

不登校の子どもは、他の子ども以上に、「教職員や親に自分の本音を伝えにくい」と感じていることがあります。本音ではないことを、まるで本音であるかのように伝えてしまうこともあります。子どもの本音をつかめないまま支援を行うと、意図とは逆に、子どもを追い詰めてしまうこともあります。

そうならないようにするためには、「子どもが本音を言えるような信頼関係」を築くことが必要です。支援の手立てや関わり続けていくためのポイント等は子どもによって異なりますが、そういった関係を築くことは、どの子どもにとっても重要となります。支援の出発点は、子どもの思いです。子どもの本心からの思いをつかんでいくことで、その子どもに合った支援を考えることができます。

そのような関係を築くためには、普段から自分自身の話の聞き方や言動を見直す、子どもの様々な考えや思いを尊重する、子どもと対話する時間や機会を大切にする、様々な子どもに配慮した学級経営を行う等といったことを積み重ねていくことが大切です。そうしていくことで、「子どもが本音を言えるような信頼関係」に近づいていくことができます。

(参照 ⑨『人権教育サポートガイドブック』⑦「子どもの不安や悩み等を聞く」P.55、⑫「子どもの人権を尊重した関わり方」P.82)



参考資料

【書籍等】

- ・向出佳司『いじめ・非行・不登校の心の理解と支援』（反差別・人権研究所みえ、2012年）
- ・「不登校と教育機会確保法 知る・広める・活用するためのQ & A」（特定非営利活動法人 登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク、2018年）

【Webサイトで閲覧できる資料】

- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（文部科学省）
- ・「令和元年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果」（三重県教育委員会）
- ・「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」（文部科学省）